

令和2年度つたえる、感じる、つながる、森林×SDGsプロジェクト事業 森林空間を活用した教育イノベーション検討委員会 運営規則(案)

1. 趣 旨

令和2年度つたえる、感じる、つながる、森林×SDGsプロジェクト事業の実施に際して、森林空間を活用した自然保育や学校教育、企業研修等様々な「教育」にかかる現状、ニーズ、課題を調査し、具体的な政策パッケージとして整理を行い、今後の森林環境教育の推進に向けた新たな方向性を検討することを目的とし、有識者による「森林空間を活用した教育イノベーション検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

2. 検討内容

検討委員会において検討する内容は、以下のとおりとする。

- (1) 幼児教育や学校教育、企業研修等の場における森林空間を活用した教育プログラムの提案及び仕組みの構築
- (2) 推進体制整備や人材育成
- (3) 需要側と供給側での効果的な情報共有、人材派遣等のマッチング手法

3. 委員構成

検討委員会は、学識経験者、業界関係者等の有識者の中から、別紙に掲げる委員をもって構成することとし、必要に応じて専門的な意見等を聴取するためにオブザーバーを置くことができる。

4. 座長の選出

- (1) 検討委員会には座長を置くものとし、座長は委員の互選により選任する。なお、座長が検討委員会に出席できない場合は座長代理を出席委員の互選により選任する。
- (2) 座長は、検討委員会の議事を整理し、円滑に進行する。

5. 検討委員会の開催

検討委員会は、令和2年8月から令和3年3月までの期間に、3回以上実施する。

6. 事務局

検討委員会の事務局は、令和2年度つたえる、感じる、つながる、森林×SDGsプロジェクト共同事業体が行い、委員への旅費・謝金の支払い、議事録の作成、検討資料の調整等、検討委員会の運営に必要な庶務を行う。

7. その他

- (1) この運営規則に定めるほか、検討委員会の運営に必要な事項については、座長が定める。
- (2) この運営規則は、令和2年9月4日より施行する。